

# 平成20年度 丸亀市行政評価実施結果

本市における行政評価（以下「評価」という。）は、丸亀市総合計画（以下「総合計画」という。）の着実な進展を図るために、「丸亀市行政評価実施要綱」に基づき実施する。

この評価は、平成19年度から総合計画がスタートしたことに伴い「平成20年度丸亀市行政評価実施要領」（別紙）に基づき実施し、評価結果の概要については下記のとおりである。また、施策・事務事業の概要及び評価の詳細については、別添「平成20年度施策評価結果一覧」及び「平成20年度事務事業評価結果一覧」に示すこととする。

評価にあたっては、施策・事務事業を所管する部課等による評価〔1次評価〕と丸亀市行政評価会議（構成員：副市長、企画財政部長、総務部長）による評価〔2次評価〕を実施するとともに、本年度から丸亀市行政評価委員会（構成委員：学識経験者4名、公募委員4名）による評価〔外部評価〕を導入し、行政外部の視点からの意見や提言等を求めることとした。

## 1 評価の種類

### (1) 施策評価

総合計画基本計画（以下「基本計画」という）に掲げる施策の評価。

### (2) 事務事業評価

総合計画実施計画（以下「実施計画」という）に該当する事務事業の評価。

## 2 評価の対象

### (1) 施策評価

基本計画に掲げる「主要な施策」のうち、次(2)に示す今回事務事業評価の対象とする事業が該当する施策を対象として行った。

評価対象施策数
41 施策

### (2) 事務事業評価

事務事業評価については、次の事業を対象とした。

実施計画（平成19年度～平成21年度）に該当する事務事業で、平成19年度に実施された事業。

実施計画（平成20年度～平成22年度）に該当する事務事業で、平成20年度から新規に実施中の事業。

国・県が事業主体となって実施する事業については、対象外とする。

平成21年度から新規に実施する事業の評価〔事前評価〕については、実施計画（平成21年度～平成23年度）策定段階での内容審査により行うものとする。

評価対象事業数
170 事業

### 3 評価結果の概要

#### (1) 施策評価

##### 施策の進捗度評価

基本計画に設けられた「成果指標」の実績値をもとに、1次評価、2次評価及び外部評価において施策の進捗度を評価し、次の区分でAからDの判定を行った。

区分	内 容
A	予定どおり（以上に）進捗している
B	やや遅れている（現時点で数値の向上が見られないが、今後成果が期待できる）
C	かなり遅れており、改善が必要である
D	成果が現われておらず、抜本的な手法の見直しが必要である

#### 【施策の進捗度について判定結果】

No	施 策 名	判定結果		
		1次評価	2次評価	外部評価
1	地球温暖化の防止	A	A	A
2	循環型社会の構築	A	A	A
3	自然環境の保全と活用	A	A	A
4	歴史的景観の保全	A	A	A
5	文化財の保護	A	A	A
6	適切な土地利用と市街地の整備	A	B	B
7	住宅・住空間の整備	B	B	B
8	公園の整備	A	A	A
9	公共交通の整備	B	B	B
10	道路の整備	B	B	B
11	上水道の整備	A	A	A
12	生活排水処理施設の整備	A	A	A
13	農林水産業の振興	A	A	A
14	商工業と観光の振興	B	B	B
15	建物の耐震化の推進	B	B	B
16	港湾施設の耐震化と高潮対策	B	B	B
17	河川、排水路、急傾斜地等の改修	A	A	A
18	消防・防災体制の整備	B	B	B
19	救急・救命体制の強化	A	A	A
20	防犯対策の推進	A	A	A
21	消費者保護対策の推進	A	A	A
22	交通安全対策の推進	A	A	A

23	高齢者福祉の充実	A	A	A
24	障害者福祉の充実	A	A	A
25	地域福祉の充実	B	B	B
26	地域保健の充実	A	A	A
27	人権尊重社会の実現	A	A	A
28	男女共同参画社会の実現	B	B	B
29	子どもの感性の育成	A	A	A
30	学校教育の充実	A	A	A
31	子育て支援の推進	A	A	A
32	芸術文化活動等の推進	B	B	B
33	国際交流の推進	B	B	B
34	スポーツ・レクリエーション活動の振興	B	B	B
35	情報の発信と地域情報化の推進	A	A	A
36	市民参画の促進	B	B	B
37	市民活動団体の支援・充実	B	B	B
38	協働事業の推進	B	B	B
39	コミュニティ活動の活性化	A	A	A
40	定員管理の適正化と人材育成	A	A	A
41	電子自治体の推進	A	A	A
総括	1次評価	A判定 26	B判定 15	C、D判定 0
	2次評価	A判定 25	B判定 16	C、D判定 0
	外部評価	A判定 25	B判定 16	C、D判定 0

#### 施策に関する所見等

施策の進捗状況を踏まえ、施策進展に向けた手法の妥当性等について所見を述べ、また、外部評価において行政外部からの意見や提言が出された。(詳細については「平成 20 年度施策評価結果一覧」参照)

## (2) 事務事業評価

1次評価及び2次評価においては、個々の事務事業について適合性、効率性、有効性の視点から評価し、事業展開の方向を示すとともに、現状を踏まえての課題や検討事項等について述べた。また、外部評価においては、事務事業に関する市民ニーズの高さや事業を進める上で手法の妥当性等について意見や提言が出された。（詳細については「平成20年度事務事業評価一覧」参照）

### 【1次評価・2次評価による事業の方向性】

事業の方向性	事業数	
	1次評価	2次評価
現状のまま継続	135	138
拡大（事業の規模・対象等の拡大）	5	1
縮小（事業の規模・対象等の縮小）	2	1
統合（他の事務事業と統合）	0	0
改善（事業の実施時期・期間等の変更、コスト削減、その他実施方法の改善等）	20	21
休廃止（事業の休止または廃止）	3	3
終了（事業の完了により終了）	5	6
合計	170	170

## 4 平成20年度行政評価の経緯

《平成20年》	5月中旬～末	所管部課等による1次評価
	6月27日	第1回行政評価委員会（外部評価）
	7月11日	第2回行政評価委員会（外部評価）
	8月1日	第3回行政評価委員会（外部評価）
	8月8日	第4回行政評価委員会（外部評価）
	8月15日	第1回行政評価会議（2次評価）
	8月20日	第2回行政評価会議（2次評価）
	8月22日	第5回行政評価委員会（外部評価）
	9月12日	外部評価報告書の提出
	9月中旬	平成20年度行政評価結果公表

(別紙)

## 平成20年度行政評価実施要領

### 1 趣旨

この要領は、丸亀市行政評価実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、平成20年度行政評価の実施に関し必要な事項を定める。

### 2 基本的な考え方

本市では、丸亀市総合計画(以下「総合計画」という。)の着実な進展を図るために行政評価(以下「評価」という。)を実施する。

評価の主な目的は、次のとおりとする。

市民の視点に立った成果重視の行政運営

行政サイクル「計画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)」の実践による行政活動の継続的な改善と職員の意識改革

行政の透明性の確保と説明責任の遂行

### 3 評価の種類

評価の種類は、次のとおりとする。

総合計画基本計画(以下「基本計画」という。)に掲げる施策の評価[施策評価]

施策の実現に向けての手段となる事務事業の評価[事務事業評価]

### 4 評価の対象

平成20年度における評価の対象は次のとおりとする。

#### (1) 施策評価

施策評価の対象は、基本計画に掲げる「主要な施策」とする。

#### (2) 事務事業評価

事務事業評価の対象は次のとおりとする。

実施計画(平成19年度～平成21年度)の事業の内、平成19年度に実施された事業。[事後評価]

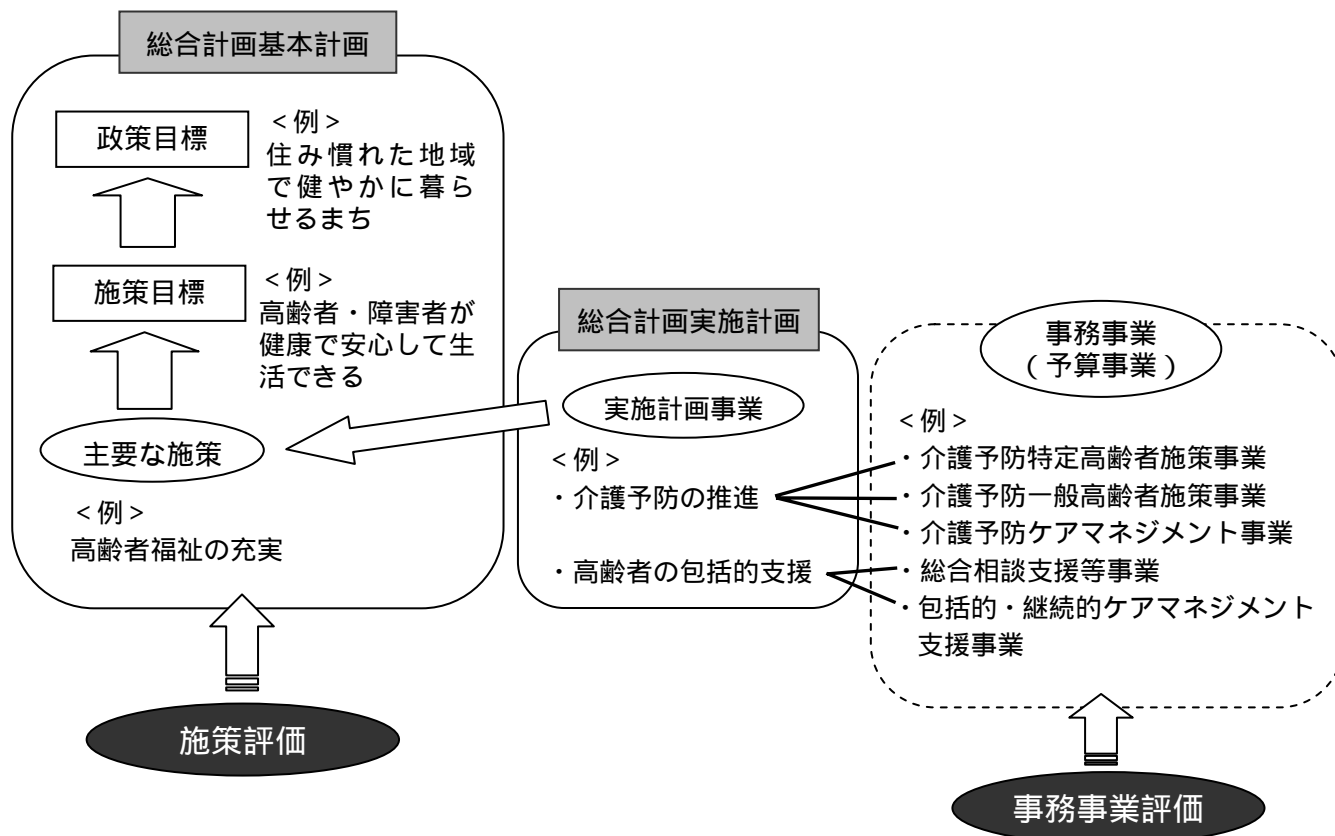
実施計画(平成20年度～平成22年度)の事業の内、平成20年度から新規に実施中の事業。[事中評価]

平成21年度から実施し、実施計画(平成21年度～平成23年度)に新規に計上する予定の事業。[事前評価]

国及び県が事業主体となって実施する事業については対象外とする。

評価の対象とする事務事業の単位は、原則として本市の予算項目(予算事業)を基本とする。ただし、予算事業を細分化もしくは他の予算事業と一体化した単位で行うことが適当であると判断されるものにあっては当該単位とする。

## 【政策体系と行政評価】



## 5 評価の視点

### (1) 施策評価

総合計画基本計画に掲げる施策について、設定した「成果指標」の達成度、該当する事業進捗度等により総合的な評価を行う。

### (2) 事務事業評価

個々の事務事業について、次に掲げる「適合性」「効率性」「有効性」の視点から客観的に評価する。

#### 適合性

- ・事業対象、事業主体は適切か。
- ・使用料、手数料、受益者負担金額等は適正かつ公平に定められているか。
- ・事業着手時期や計画期間は適切か。

#### 効率性

- ・サービスを落とさずにコスト削減の余地はないか。
- ・業務・事務の手法は適正かつ効率的か。
- ・国・県等の補助制度が最大限活用されているか。

#### 有効性

- ・市民の視点に立って、サービスの提供がされているか。
- ・上位の施策の実現に向けて有効な事業か。
- ・事業は予定通り進捗し、成果として現われているか。

## 6 評価の主体及び方法

評価は、1次評価、2次評価及び外部評価を行う。

### (1) 1次評価

主体：施策評価については当該施策を所管する部において、事務事業評価については当該事務事業を所管する課等において行う。

方法：所管する施策・事務事業について、各項目に掲げる視点から自己分析し、今後の方向性や改善点等を見出す。

### (2) 2次評価

主体：要綱第6条に定める「丸亀市行政評価会議」において行う。

方法：1次評価の結果をもとに、総合的かつ客観的な視点から評価を行う。

### (3) 外部評価

主体：要綱第8条に定める「丸亀市行政評価委員会」において行う。

方法：1次評価の結果をもとに、行政外部の視点から評価を行う。

## 7 評価結果の反映

評価の結果は、総合計画の進行管理、予算編成、行政活動の改善等に反映させるものとする。

## 8 平成20年度スケジュール（行政評価から実施計画策定までの流れ）

時期	施策、事業所管部署	総務部、企画財政部 （行政評価会議）	行政評価委員会
4月			
5月	1次評価		
6月			外部評価
7月		2次評価	
8月	主要事業計画書作成		評価結果の反映
9月			
10月		主要事業市長ヒアリング	
		総合計画実施計画決定	
11月	《行政評価結果、総合計画実施計画公表》		
12月	予算編成		
1月 ~3月			